

せたがや生涯現役ネットワーク ホームページ委員会規定

第1条（趣旨）

せたがや生涯現役ネットワーク(以下、本会という)は、本会およびその会員の広報活動の一つとして作成されたホームページを引き継いで、その活用度向上と安定的な運営のために、ホームページ委員会(以下、HP 委員会という)を置く。

第2条（ホームページ運営の目的）

ホームページは次の活動について、情報発信する。

- 1 本会自体の活動についての広報
- 2 本会の会員が行う活動についての広報
- 3 本会が行う事業(大人の学園祭、プロジェクト等)についての広報
- 4 本会の世話人会、事務局からの要望による情報
- 5 その他、本会および本会の会員にとって有用と思われる情報の発信

第3条（ホームページの運営体制）

- 1 ホームページの管理者は、本会の会長とする
- 2 ホームページの運営は、HP 委員会が行う。
- 3 HP 委員会の委員は、本会の会員から公募する。委員の定員は、4 名以上 8 名以下とする。
- 4 HP 委員会の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 5 HP 委員会は、ホームページが適宜更新されるよう、必要な措置をとる。
- 6 HP 委員会の運営経費は、本会会計から支弁される。
- 7 HP 委員会は、活動状況について、毎年度ごとに本会に報告する。

第4条（掲載内容および禁止事項）

- 1 ホームページの掲載内容は、第2条の目的に沿ったものとする。
- 2 ホームページの健全な管理運営を行うため、次のような内容は掲載しない。
 - (1) 公序良俗に反するもの
 - (2) 虚偽を含む情報
 - (3) 営利、特定の政党や政治活動、宗教活動などを目的とするもの
 - (4) 個人や団体を誹謗中傷するもの
 - (5) ホームページの正常な運営を妨害するもの
 - (6) 本会の運営に支障をきたすもの
 - (7) その他、法令及び規則等に違反するもの

第5条（個人情報およびプライバシーの保護）

1. 氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス等、およびそれらの組み合わせによっては個人が特定されてしまうと考えられるような個人情報は、本人の同意を得ずには、掲載しない。
2. 顔が判別できるような個人の写真や作品の掲載については、事前に本人の同意を得るか、判別できないように画像処理を施す。
3. 個人のプライバシーの保護に留意する。

第6条（内容の訂正並びに削除）

ホームページの掲載内容について、関係者等から訂正や削除の要請があった場合、HP 委員会は、掲載者と協議して適切な対応をとる。

第7条（著作権）

ホームページにおける文章、写真等の著作権は、制作者である本会および HP 委員会が有する。また、すべての画像、記事等の無断使用、無断転載を禁止する。

第8条（本規定の改正）

本規定の改正については、本会の世話人会で検討、協議し、総会の承認を得て行う。

付則 本規定は、平成 31 年 4 月 5 日から施行する。